

別表

[共通事項] 手数料の単位は円とし、別途消費税及び地方消費税を加算する。

(表1)設計検査

住宅の種別等		申請単位	フラット35等のみ ※1-1	併願申請 ※1-2
			手数料	手数料
新築	一戸建て等	1戸	10,000	6,000
	共同建て	50戸未満	48,000	29,000
		50戸以上	96,000	58,000
賃貸		50戸未満	48,000	29,000
		50戸以上	96,000	58,000

※1-1 フラット35等には財形住宅融資及び積立者向け融資も含まれる。

※1-2 併願申請とは、次に掲げる申請手続きのうち、いずれかを同時にする場合をいう。

- (1) 当センターが定める確認検査業務規程(以下「確認検査業務規程」という。)に規定する確認審査
- (2) 当センターが定める住宅性能評価業務規程(以下「住宅性能評価業務規程」という。)に規定する設計住宅性能評価

(表2)中間現場検査

住宅の種別等		申請単位	フラット35等のみ ※2-1	併願申請 ※2-2
			手数料	手数料
新築	一戸建て等	1戸	18,000	11,000

※2-1 フラット35等には財形住宅融資及び積立者向け融資も含まれる。

※2-2 併願申請とは、次に掲げる申請手続きのうち、いずれかを同時にする場合をいう。

- (1) 住宅性能評価業務規程に規定する建設住宅性能評価
- (2) 当センターにおいて、住宅瑕疵担保履行法第19条第1号に基づく住宅瑕疵担保責任保険に申込みした住宅
- (3) 当センターにおいて、住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に基づく住宅瑕疵担保責任任意保険に申込みした住宅

(表3) 竣工現場検査・適合証明

住宅の種別・申請方法			フラット35等のみ ※3-1	併願申請 ※3-2
			手数料	手数料
新築	一戸建て等	一般	18,000	11,000
		特 例 ※3-3	46,000	28,000

※3-1 フラット35等には財形住宅融資及び積立者向け融資も含まれる。

※3-2 併願申請とは、次に掲げる申請手続きのうち、いずれかを同時にする場合をいう。

- (1) 確認検査業務規程に規定する完了検査
- (2) 住宅性能評価業務規程に規定する建設住宅性能評価

※3-3 竣工済の一戸建て等の適合証明業務の特例を受ける申請

住宅の種別・申請方法			手数料
新築	共同建て	一般申請 ※3-4	20,000+2,000 × 戸数
		登録マンション ※3-5	20,000+1,000 × 戸数
賃貸		一般申請 ※3-4	20,000+2,000 × 戸数
		登録マンション ※3-5	20,000+1,000 × 戸数

※3-4 必要な住戸のみの適合証明を受ける申請

※3-5 フラット35登録マンションであり、団地単位で適合証明を受ける申請

(表4) 既存住宅物件検査・適合証明

住宅の種別等		申請単位	手数料
一戸建て等	フラット35	1戸	40,000
	リユース(財形住宅)	1戸	31,000
	リユースプラス(財形住宅)	1戸	40,000

住宅の種別等		申請単位	登録証明書無し	登録証明書有り
			手数料	手数料
マンション	フラット35	1戸	40,000	26,000
	リユース(財形住宅)	1戸	26,000	11,000
	リユースプラス(財形住宅)	1戸	60,000	36,000

※4-1 耐震評価の必要な建築物(建築確認が昭和56年5月31日以前(建築確認が不明な場合は、表示登記の日付け(新築)が昭和58年3月31日以前))は、上記金額に10,000円を加算する。

※4-2 登録証明書とは、旧公庫マンション情報登録機関に登録しているマンションが確認できる場合をいう。

(表5) リフォーム融資物件検査・適合証明

融資区分		申請単位	リフォーム融資のみ	併願申請 ※5-1
			手数料	手数料
高齢者向け返済特例制度を利用する場合		1戸	35,000	23,000
耐震改修工事を行う場合		1戸	44,000	35,000
財形住宅融資を利用する場合		1戸	30,000	18,000
住宅債券積立者・住宅積立郵便貯金積立者の場合		1戸	30,000	18,000

※5-1 併願申請とは、確認検査業務規程に規定する確認審査を同時にする場合をいう。

(表6)フラット35S申請加算額

1 一戸建て等

検査種別	省エネルギー性		耐震性		バリアフリー性		耐久性・可変性	
	F35のみ	登録住宅 ※6-1	F35のみ	登録住宅 ※6-1	F35のみ	登録住宅 ※6-1	F35のみ	登録住宅 ※6-1
	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料
設 計 検 査	5,000	0	15,000	0	5,000	0	5,000	0
中 間 検 査	5,000	0	10,000	0	0	0	5,000	0
竣工現場検査	0	0	0	0	5,000	5,000	0	0

※6-1 登録住宅とは、機構承認住宅(設計登録タイプ)をいう。

※6-2 複数の性能を選択する場合の加算額は、選択した性能の区分に掲げる額の合計額とする。

2 共同建て

延べ面積(㎡)		耐震性		バリアフリー性、省エネルギー性、耐久性・可変性			
		設計検査	竣工検査	設計検査		竣工検査	
				基本料金	戸数割増料金	基本料金	戸数割増料金
				手数料	手数料	手数料	手数料
一般申請 ※6-3	～ 500㎡以下	36,000	43,000	17,000	2,000×戸数	39,000	3,000×戸数
	500㎡超 ～ 1,000㎡以下	47,000	51,000	20,000		45,000	
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	69,000	60,000	29,000		52,000	
	2,000㎡超 ～ 3,000㎡以下	91,000	70,000	39,000		60,000	
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	136,000	84,000	56,000		69,000	
	5,000㎡超 ～ 7,000㎡以下	180,000	100,000	74,000		78,000	
	7,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	224,000	114,000	91,000		87,000	
	10,000㎡超 ～	312,000	142,000	127,000		105,000	
登録マンション ※6-4	～ 500㎡以下	36,000	43,000	17,000	1,000×戸数	39,000	1,000×戸数
	500㎡超 ～ 1,000㎡以下	47,000	51,000	20,000		45,000	
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	69,000	60,000	29,000		52,000	
	2,000㎡超 ～ 3,000㎡以下	91,000	70,000	39,000		60,000	
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	136,000	84,000	56,000		69,000	
	5,000㎡超 ～ 7,000㎡以下	180,000	100,000	74,000		78,000	
	7,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	224,000	114,000	91,000		87,000	
	10,000㎡超 ～	312,000	142,000	127,000		105,000	

※6-3 一般申請とは、必要な住戸のみの適合証明を受ける申請をいう。

※6-4 登録マンションとは、フラット35登録マンションであり、団地単位で適合証明を受ける申請をいう。

※6-5 機構承認住宅(設計登録タイプ)によりフラット35Sの基準に適合する設計検査の加算額については、上表の金額を加算しない。

※6-6 一般申請で同一建築物の2回目以降の竣工検査の加算額については、上表の戸数割増料金のみとする。

※6-7 複数の性能を選択する場合の加算額は、選択した性能の区分に掲げる額の合計額とする。

リフォーム一体型、リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）
適合証明業務手数料要領

別表

〔共通事項〕 手数料の単位は円とし、別途消費税及び地方消費税を加算する。

（表１）リフォーム一体型

住宅の種別	申請単位	手数料
一戸建て等	１戸	９８，０００
マンション	１戸	別途見積り

（表２）リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）

住宅の種別	申請単位	手数料
一戸建て等	１戸	９８，０００
マンション	１戸	別途見積り

別途見積りの基本的な考え方

既存住宅のマンションのリフォーム一体型、リノベに係る手数料は、住戸数・住戸タイプ等に応じて別途見積りとする